

一般国道464号北千葉道路（印旛～成田）建設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見（答申）

当委員会は、一般国道464号北千葉道路（印旛～成田）建設事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及びその周囲の環境を踏まえ、環境影響評価の項目並びにその調査、予測及び評価の手法について慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

当該事業は、首都圏北部・都心部並びに県西地域から成田空港へのアクセス強化などを目的とし、多くの部分を成田新高速鉄道線建設事業と併設して計画されていることから、併設区間については両事業による環境への影響を考慮し、調査、予測及び評価を行う必要がある。

また、計画路線は印旛沼を横断することとされているが、印旛沼及びその周辺は、ヨシ等の抽水植物が繁茂するなど自然豊かな場所として県立印旛手賀自然公園に指定されている。特に、鳥類にとっては、希少鳥類の繁殖も確認されているなど重要な生息地であるとともに、沼の水は水道水源としても利用されていることから、動植物・生態系、景観及び水質への配慮が重要であり、これらの状況を踏まえ調査、予測及び評価を行う必要がある。

さらに、環境影響評価の実施に当たっては、今後の調査・予測結果を基に、環境保全措置について複数案の比較検討などを行い、環境への影響についてできる限り回避・低減を図る必要がある。

なお、環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うよう指導されたい。

当委員会における審査経緯は別紙のとおりである。

記

1 環境影響評価項目について

- (1) 動物について、施工時の騒音等により鳥類等の生息に影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼動及び資材等の運搬車両の運行による影

響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

- (2) 動物について、供用時に道路面へ進入し、自動車による轢死に伴う個体数の著しい減少のおそれがあることから、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (3) 動物について、供用時に道路照明に誘引された昆虫等が自動車の走行などにより個体数が著しく減少するおそれがあることから、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (4) 大気質について、施工時の建設機械の稼動及び資材等の運搬車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (5) 大気質について、供用時に相当量の交通量が見込まれることから、自動車から排出されるベンゼンの影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (6) 低周波音について、供用時の自動車の走行により、高架部や橋梁等の構造によっては低周波音が発生するおそれがあることから、沿線の住居等への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (7) 悪臭について、施工時に廃棄物最終処分場跡地を改変する場合は、埋立物による悪臭の影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (8) 水質について、施工時の切土・盛土や橋脚等の設置により、濁水及びアルカリ排水が発生するおそれがあることから、印旛沼等の公共用水域に及ぼす影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (9) 水質について、供用時の路面排水により、水質汚濁のおそれがあることから、放流方法も含めて印旛沼等の公共用水域に及ぼす影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (10) 地下水について、施工時の切土等により、飲み水等の生活用水や湧水に影響を及ぼすおそれがあることから、地下水の水位及び水質への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 自然環境にかかわる事項

- ア 動物、植物及び生態系について、成田新高速鉄道線と北千葉道路との併設区間においては、土地改変が一体不可分の関係にあるため、両事業を一体の事業とみなして予測・評価すること。
- イ 鳥類について、サンカノゴイ、フクロウ等の夜行性鳥類の生息が認められていることから、夜間の飛行・移動に関する調査も実施すること。
- ウ 鳥類のうちオオセッカ、サンカノゴイ等の生息地又は個体数が限られている重要な種については、必要に応じて専門家の助言を得ながら、調査計画の詳細を策定の上、十分な調査を実施すること。
- エ 昆虫について、その発生時期を正確に把握するため、特に重要な初夏の調査を追加すること。
- オ 生態系について、動植物等に係る情報を整理して基盤環境と生物群集との関係を把握するとともに、これらへの影響も予測・評価すること。
- カ 生態系について、注目される種又は群集の抽出に当たっては、その候補となる種又は群集の調査地域における生息・生育状況を踏まえ、道路による生態系の分断も考慮し、適切に選定すること。

(2) 大気質にかかわる事項

- ア 施工時及び供用時における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、事業実施区域周辺の地形によっては強い接地逆転の発生のおそれがあることから、その発生状況を把握し、必要に応じて土地利用の状況を踏まえ予測地点を追加するとともに、地形を考慮して予測を行うこと。
- イ 施工時の大気質について、成田新高速鉄道線建設事業及び北千葉道路建設事業の工事が同時期に行われる場合には、両事業の工事の影響を考慮した予測・評価を行うこと。
- ウ 施工時及び供用時の大気質の調査・予測に当たっては、住居等の立地状況を把握し、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。
- エ 自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測に当たって

は、道路施設の構造や周辺の住居等の形態を把握し、必要に応じて高さ方向における予測も行うこと。

(3) 騒音にかかわる事項

ア 施工時の騒音について、成田新高速鉄道線建設事業及び北千葉道路建設事業の工事が同時期に行われる場合には、両事業の工事の影響を考慮した予測・評価を行うこと。

イ 供用時の騒音について、成田新高速鉄道線と北千葉道路との併設区間においては、列車の走行と自動車の走行による影響を考慮した予測・評価を行うこと。

ウ 施工時及び供用時の騒音の調査・予測に当たっては、住居等の立地状況を把握し、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。

エ 自動車の走行に伴う騒音の予測に当たっては、道路施設の構造や周辺の住居等の形態を把握し、必要に応じて高さ方向における予測も行うこと。

(4) 振動にかかわる事項

ア 施工時の振動について、成田新高速鉄道線建設事業及び北千葉道路建設事業の工事が同時期に行われる場合には、両事業の工事の影響を考慮した予測・評価を行うこと。

イ 施工時及び供用時の振動の調査・予測に当たっては、住居等の立地状況を把握し、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。

(5) 景観にかかわる事項

供用時の景観について、成田新高速鉄道線と北千葉道路との併設区間においては、両施設を一体的なものとして予測・評価すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項

人と自然との触れ合いの活動の場が調査地域を越えて連続的に広がっている場合は、必要に応じて調査地域を拡大すること。